



原子力発 第21256号
令和3年10月11日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名

香川県高
四国電力
取締役社長
社長執行役員

長井 啓

号

使用前検査申請書の記載内容の変更について

令和元年11月7日付け原子力発 第19281号で申請し、令和2年2月27日付け原子力発 第19404号及び令和3年6月18日付け原子力発第21127号で変更しました伊方発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

以上

1. 使用前検査申請書

伊方発電所第3号機

使用前検査申請書番号

原子力発 第19281号 (令和元年11月 7日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原子力発 第19404号 (令和2年 2月27日)

原子力発 第21127号 (令和3年 6月18日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

【申請書記載事項】

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時（四号） 期日 自 令和3年 8月23日 至 令和3年10月15日 場所 伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 令和3年11月 1日 至 令和3年11月 5日 場所 伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)
申請に係る発電用原子炉施設の使用 の開始の予定時期	令和3年11月 5日

(変更後)

【申請書記載事項】

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時（四号） 期日 自 令和3年 8月23日 至 未定 場所 伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 未定 至 未定 場所 伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)
申請に係る発電用原子炉施設の使用 の開始の予定時期	未定

変更理由

工事の実施時期の変更に伴って、検査を受けようとする期日及び申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期が変更となることから、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」の記載を変更する。

2. 2 工事の工程に関する説明書
変更内容は、添付資料のとおり。

3. 添付資料
添付資料 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

